

## 災害と人権について考えてみませんか？

～9月1日は「防災の日」です～



1923年(大正12年)9月1日、10万5千人もの死者を出した「関東大震災」。この日をもとに、9月1日が「防災の日」となりました。

近年では、「東日本大震災」「熊本地震」「能登半島地震」等の発生や毎年のように起こる豪雨災害など、多くの災害が起きています。特に、今年1月1日に発生した能登半島地震は記憶に新しい出来事です。8か月がたち復旧も少しずつ進んでいますが、今も日常生活を取り戻せていない方がたくさんいます。

災害は人の住む社会を破壊するものです。そのため、災害は人権問題に大きく関わっています。高齢者・障がいのある人・女性・子ども・外国人・LGBTQ(性的マイノリティ)など、特に配慮を要する人(要配慮者)は、災害時にはより困難な状況に置かれています。一人ひとりの状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。



これまでの大きな災害で「要配慮者」の困難な事例に次のようなことがありました。

**聴覚障がい者・高齢者** 避難放送が聞こえず、自宅で津波にのまれた。

**視覚障がい者** 張り紙での連絡事項が読めず、家族の安否を知ることができなかった。

**聴覚障がい者** 避難所での配給アナウンスに気づかず、何日も空腹のままだった。

**女性** トイレの場所が遠くて暗い場所だったため性被害にあった。

**難病のある人・子ども連れの母親** 避難所に入れず、車中泊を続けた。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われてきました。台風が多く発生するこの時期に、まずは「命を守ること」「人権を大切にすること」について考えてみませんか。

普段から「人権のまちづくり」を考えていくことが、一人ひとりの安全安心を支えています。

## 人権相談事業 偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

### 「人権相談」窓口

部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する相談をお受けします。(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課 (0948-43-4764)

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	顕田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：0570-003-110  
 子どもの人権 110番：0120-007-110  
 女性の人権ホットライン：0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。  
 詳細はホームページからご覧いただけます。

